

昭和三十八年人事院規則九一四〇

人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、期末手当及び勤勉手当に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九一四〇（昭和三十八年十月一日適用）

（期末手当の支給を受ける職員）

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者（法第七十九条第一号又は規則一一四（職員の身分保障）第三条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

二 刑事休職者（法第七十九条第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

三 停職者（法第八十二条の規定により停職にされている職員をいう。）

四 非常勤職員（給与法第二十二条（育児休業法第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員をいう。）

五 専従休職者（法第一百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

六 無給派遣職員（派遣法第三条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

七 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業法第八条第一項に規定する交流派遣職員をいう。以下同じ。）

九 無給法科大学院派遣法第十一条派遣職員（法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されている職員（以下「法科大学院派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十 自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

十一 無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二

十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十二 配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

十三 無給令和七年国際博覧会特措法派遣職員（令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員（以下「令和七年国際博覧会特措法派遣職員」といいう。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十四 無給令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員（令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員（以下「令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員」といいう。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十五条 給与法第十九条の四第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者

二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者（非常勤である者にあっては、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事院の定める者に限る。）となつた者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 檢察官

ハ 行政執行法の職員のうち人事院の定める者

三 特別職に属する国家公務員（行政執行法の役員を除く。第六条第一項第一号ニにおいて同じ。）

四 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち人事院の定める者に限る。）となつた者

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

ロ 専門行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

ハ 税務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

二 公安職俸給表（一）の適用を受ける職員

ホ 公安職俸給表（二）の適用を受ける職員

ト 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以上の職員

二 公海事職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が八級以上の職員

ホ 公安職俸給表（二）の適用を受ける職員

ト 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級以上の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級以上の職員

ホ 公安職俸給表（二）の適用を受ける職員

ト 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以上の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員

ホ 公安職俸給表（二）の適用を受ける職員

ト 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が二级以上の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が一级の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が二级の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三级の職員

二 公海事職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四级の職員

八条第一項に規定する独立行政法人等役員をいう。第六条第一項第二号ロにおいて同じ。）のうち人事院の定める者

二 在外公館に勤務する総領事その他の職員

ハ 公庫等職員（国家公務員退職手当法第七条の第二項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。第六条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうち人事院の定める者

二 地方公務員（人事院の定める者に限る。）

三 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

四 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

五 福祉職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の職員

六 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

七 フィードバック職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級以上の職員

八 フィードバック職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

九 公務員（人事院の定める者に限る。）

一 公務員（人事院の定める者に限る。）

二 公務員（人事院の定める者に限る。）

三 公務員（人事院の定める者に限る。）

四 公務員（人事院の定める者に限る。）

五 公務員（人事院の定める者に限る。）

六 公務員（人事院の定める者に限る。）

七 公務員（人事院の定める者に限る。）

八 公務員（人事院の定める者に限る。）

九 公務員（人事院の定める者に限る。）

十 公務員（人事院の定める者に限る。）

十一 公務員（人事院の定める者に限る。）

十二 公務員（人事院の定める者に限る。）

十三 公務員（人事院の定める者に限る。）

十四 公務員（人事院の定める者に限る。）

十五 公務員（人事院の定める者に限る。）

十六 公務員（人事院の定める者に限る。）

十七 公務員（人事院の定める者に限る。）

十八 公務員（人事院の定める者に限る。）

十九 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十一 公務員（人事院の定める者に限る。）

チ 研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級以上の職員

リ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員

ヌ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級以上の職員

ヲ 福祉職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

ハ 公庫等職員（国家公務員退職手当法第七条の第二項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。第六条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうち人事院の定める者

二 地方公務員（人事院の定める者に限る。）

三 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

四 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級以上の職員

五 福祉職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

六 公務員（人事院の定める者に限る。）

七 公務員（人事院の定める者に限る。）

八 公務員（人事院の定める者に限る。）

九 公務員（人事院の定める者に限る。）

十 公務員（人事院の定める者に限る。）

十一 公務員（人事院の定める者に限る。）

十二 公務員（人事院の定める者に限る。）

十三 公務員（人事院の定める者に限る。）

十四 公務員（人事院の定める者に限る。）

十五 公務員（人事院の定める者に限る。）

十六 公務員（人事院の定める者に限る。）

十七 公務員（人事院の定める者に限る。）

十八 公務員（人事院の定める者に限る。）

十九 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十一 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十二 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十三 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十四 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十五 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十六 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十七 公務員（人事院の定める者に限る。）

二十八 公務員（人事院の定める者に限る。）

超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。
一次に掲げる職員 百分の二十五
イ 第四条の二第一号に掲げる職員のうち俸給の特別調整額に係る区分が一種の官職を占める職員
ロ 第四条の二第二号に掲げる職員のうち人事院の定める職員
ハ 前項第三号に掲げる職員
ニ 前項第四号及び第五号に掲げる職員のうち人事院の定める職員
ト 次に掲げる職員 百分の十五
イ 第四条の二第一号に掲げる職員のうち俸給の特別調整額に係る区分が二種の官職を占める職員
ロ 第四条の二第二号に掲げる職員（前号口に掲げる職員を除く。）
ハ 前項第四号及び第五号に掲げる職員（前号ニに掲げる職員を除く。）
三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十（期末手当に係る在職期間）
一 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
二 第一条第三号から第五号までに掲げる職員（同条第四号に掲げる職員と同様である者を除く。）として在職した期間については、その二分の全期間
二 育児休業法第三条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の全期間
イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が当該育児休業の承認による期間の全部が子の出生の日から規則第一九〇（職員の育児休業等）第四条の三に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、その出生の日から規則第一九一〇第四条の三に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、そ

れぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下の育児休業をしてている職員として在職した期間については、その二分の一の期間を休職にさせていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間を受ける休職者であつた期間
三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間を配偶者同行休業をしている職員として在職した場合は、その期間内において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてその他の者として在職した期間を除外する。行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）については、その二分の一の期間を受ける休職者であつた期間
四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間を休職にさせていた期間（次に掲げる期間を除く。）に於いては、その二分の一の期間を定める期間
五 休職にさせていた期間（次に掲げる期間を除く。）に於いては、その二分の一の期間を受ける休職者であつた期間
六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三条）第二条第十二項第一号の研究公務員の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間
二 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

ハ 行政執行法人の職員のうち人事院の定める者
二 特別職に属する国家公務員
一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてその他の者として在職した期間を除外する。行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）のうち人事院の定める者
二 公庫等職員のうち人事院の定める者
ニ 地方公務員（人事院の定める者に限る。）の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。
（一時差止処分に係る在職期間）
六 給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、人事院に對して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。（審査請求の教示）
第六条の二 給与法第十九条の六第五項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、人事院に對して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。（審査請求の教示）
第六条の三 各府の長は、一時差止処分に關するその他の事項
第六条の八 第六条の二から前条までに定めるものほか、一時差止処分に關し必要な事項は、人事院が定める。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の九 第六条の二から前条までに定めるものほか、一時差止処分に關し必要な事項は、人事院が定める。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十一 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十二 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十三 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十四 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十五 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十六 各府の長は、一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
一 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれを代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。（一時差止処分の取消しの申立ての手続）
二 令和七年国際博覧会特措法派遣職員
三 法科大学院派遣法第十一条派遣職員
四 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業法第八条第二項に規定する職員以外の職員
五 福島復興再生特措法派遣職員
六 福島復興再生特措法派遣職員
七 令和七年国際博覧会特措法派遣職員
八 令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員
第九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する職務を行ふ者

ハ 行政執行法人の職員のうち人事院の定める者
二 特別職に属する国家公務員
一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてその他の者として在職した期間を除外する。行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）のうち人事院の定める者
二 公庫等職員のうち人事院の定める者
ニ 地方公務員（人事院の定める者に限る。）の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。
（一時差止処分に係る在職期間）
六 給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、人事院に對して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。（審査請求の教示）
第六条の二 給与法第十九条の六第五項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、人事院に對して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。（審査請求の教示）
第六条の三 各府の長は、一時差止処分に關するその他の事項
第六条の八 第六条の二から前条までに定めるものほか、一時差止処分に關し必要な事項は、人事院が定める。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の九 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十一 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十二 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十三 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十四 第六条の七第五項において準用する給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。（勤勉手当の支給を受ける職員）
第六条の十五 各府の長は、一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
一 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ことができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれを代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。（一時差止処分の取消しの申立ての手続）
二 令和七年国際博覧会特措法派遣職員
三 法科大学院派遣法第十一条派遣職員
四 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業法第八条第二項に規定する職員以外の職員
五 福島復興再生特措法派遣職員
六 福島復興再生特措法派遣職員
七 令和七年国際博覧会特措法派遣職員
八 令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員
第九条の七第五項及び第二十三条规定において準用する職務を行ふ者

一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者	第九条 給与法第十九条の七第二項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十三条及び第十三条の二に規定する職員の勤務成績による割合（第十三条から第十三条の二の二までにおいて「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。
二 第二条第二号及び第三号に掲げる者	第二条 第四条の規定は、前項の場合に準用する。

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一、令和七年国際博覧会特措法第三十一条、令和九年国際園芸博覧会特措法第二十一、令和九年における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第二に定める割合とする。	第十一条 前項に規定する勤務期間は、給与法の適用を受ける職員として在職した期間とす。
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当の期間率）
二 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。	二 前項の期間に相当する期間を除算する。
三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間	三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間	四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
五 休職にされていた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）	五 休職にされた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）
六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間	六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間
七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間	七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間
八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による許可を得て勤務しなかつたこと（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の職員の業務を行うため勤務しなかつたことを除く。）により給与を減額された期間	八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
九 育児休業法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間	九 育児休業法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十 勤務時間法第二十二条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間	十 勤務時間法第二十二条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当の期間率）
二 前項の期間に相当する期間を除算する。	二 前項の期間に相当する期間を除算する。
三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間	三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間	四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
五 休職にされた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）	五 休職にされた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）
六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間	六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間
七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間	七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間
八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による許可を得て勤務しなかつたこと（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の職員の業務を行うため勤務しなかつたことを除く。）により給与を減額された期間	八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十二条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間	十一 勤務時間法第二十二条の規定による介護時間の承認又は規則一五一—一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当の期間率）
二 前項の期間に相当する期間を除算する。	二 前項の期間に相当する期間を除算する。
三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間	三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間	四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
五 休職にされた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）	五 休職にされた期間（第五条第二項第五号に掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）
六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間	六 育児短時間勤務職員等として在職した期間除して得た期間
七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間	七 給与法第十五条の規定により給与を減額された期間
八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による許可を得て勤務しなかつたこと（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の職員の業務を行うため勤務しなかつたことを除く。）により給与を減額された期間	八 法第百三十条の規定による承認又は法第一百四条の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

において、人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員前項第一号イ中「非常に優秀」の段階以上」とあり、並びに同号ロ及びハ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ハ中「良好」とあるのは「中位」と、同号ニ中「やや不十分」の段階以下とあるのは「下位の段階」とする。

二 前項第三号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第三号に掲げる職員であつた職員前項第三号イ及びロ中「上位の段階」とあるのは「優良」の段階以上」と、同号ロ中「中位」とあるのは「良好」と、同号ハ中「下位の段階」とあるのは「やや不十分」の段階以下」とする。

三 第一項の場合において、職員の成績率は、直近の業績評価の全体評語について、当該職員より上位である職員（当該職員の人事評価に係る人事評価政令第七条第二項に規定する調整者が成績率を定めようとする職員と同一である等の事情を考慮して、人事院の定める者に限る）の成績率を超えてはならない。

四 第一項の場合において、直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上又は上位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について同項第一号イからハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員については、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下又は下位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の業績評価の全体評語が付された理由、人事評価政令第六条第一項に規定する個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

五 第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事院が定める。

は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをするとができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十五・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十・二五以上）

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他的人事院の定める職員 百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）

口 定年前再任用短時間勤務職員であつて、直近の業績評価の全体評語が付された時において人の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号口中「良好」とあるのは「中位」と、同号

3 「下位の段階」とする。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員につては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。

第十三条の二の二 前二条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関する必要な事項は、人事院が定める。

(支給日)

第十四条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第三の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは、これを切り捨てるものとする。

(端数計算)

第十五条 給与法第十九条の四第二項の期末手当基礎額又は給与法第十九条の七第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第十六条 この規則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に関する必要な事項は、人事院が定める。

附 则 (昭和六〇年四月一日人事院規則九一四〇一一)

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
(在職期間の算定に関する経過措置)

2 日本専売公社又は日本電信電話公社の職員として在職した後、昭和六十年四月一日までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者の同年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定については、同月一日以前、期末手当にあつては三箇月以内、勤勉手当にあつては六箇月以内の期間内においてそれらの公社の職員として在職した期間を改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第十一條第一項の在職期間に算入する。

3 日本専売公社又は日本電信電話公社の職員として在職していた者で、昭和六十年四月一日に

附 則（昭和六〇年四月一日人事院規則 定める。）

附則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月二五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一一月一九日人事院規則九一四〇一五）
(施行期日)

附 則（昭和六一年六月二五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五）
（施行期日）
（この規則は、公布の日から施行する。
（略語皆解）

附 則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五）
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後」）

附 則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一一月一九日人事院規則九一四〇一五）
この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

附則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五）
（施行期日）
（経過措置）
この規則は、公布の日から施行する。
改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後」の規則」という。）第五条第二項第二号ハ及び第十一條第三項第二号の規定（改正後の規則第十六條第二項及び第十二条第二項に於て準用する。）

附 則（昭和六一年六月二五日人事院規則九一四〇一四）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五）

（施行期日）

（経過措置）

（二）この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第二号ハ及び第六条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後国と共同して行わ

附則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）
この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五）
（施行期日）
（経過措置）
この規則は、公布の日から施行する。
改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後
の規則」という。）第五条第一項第二号ハ及び
第十一條第二項第二号の規定（改正後の規則第
六条第二項及び第十二条第二項において準用す
る場合を含む。）は、この規則の施行の日（以
下「施行日」という。）以後国と共同して行わ
れる研究又は国の委託を受けて行われる研究
(以下「共同研究等」という。)に係る業務に遂
行する。

附 則（昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月十九日人事院規則九一四〇一五）

（施行期日）

（経過措置）

この規則は、公布の日から施行する。

改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第二号ハ及び第六条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究（以下「共同研究等」という。）に係る業務に從事するため休職にされた研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項第一号

て準用する人事評価政令第五条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。(以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、「勤務成績」とあるのは「人事評価政令第五条第四項に規定する評価期間における勤務成績(職員の職務について監督する地位にある者による証明に基づくものに限る。以下この条及び次条において「直近の勤務成績」という。)」と、同号ロ中「業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、「勤務成績」とあるのは「勤務成績」と、同号ハ中「業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価の全体評語が中位の段階である」とあるのは「勤務成績」とあるのは「勤務成績が良好な」と、同号ハ中「直近の人事評価の結果」とあるのは「直近の勤務成績」と、同号二中「業績評価の全体評語が下位の段階である職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員(人事院の定める者に限る。)」と、同項第三号イ中「業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、「勤務成績」とあるのは「勤務成績」と、同号ロ中「業績評価の全体評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である」とあるのは「勤務成績が良好な」と、「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは「直近の勤務成績」と、同号ハ中「業績評価の全体評語が下位の段階である職員」とあるのは「勤務成績が良好な」と、「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは「直近の勤務成績」と、同規則第十三条の二第一項第一号イ中「業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、「勤務成績」とあるのは「勤務成績」と、同号ロ中「業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員(人事院の定める者に限る。)」と、同規則第十三条第二項及び第三項(同規則第十三条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則 (平成二一年四月一日人事院規則)
九一四〇一三三
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一九日人事院規則)
一五四抄

(施行期日)

第二十一条 年六月に支給する勤勉手当に関する規定

超」とあるのは「百分の四十超」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同号□中「第一号口に掲げる職員」とあるのは「勤務成績が良好な職員」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同号□中「第一号口に掲げる職員」とあるのは「勤務成績が良好な職員」と、「百分の四十」とあるのは「百分の四十」と、同号□中「第一号口に掲げる職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員（人事院の定める者に限る。）及び書類日以前六箇月以内の期間における數成凸

定は、適用しない。

附 則（平成二一年一月三〇日人事院規則九一四〇一三五）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年二月一日人事院規則九一四〇一三六）
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日人事院規則九一四〇一三七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月三〇日人事院規則九一四〇一三八）
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年二月一日人事院規則九一四〇一三九）
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則九一四〇一四〇
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月二八日人事院規則九一五〇一）
この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年四月一日人事院規則九一五九）
（施行期日）抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(人事院規則九一四〇)の一部改正に伴う経過措置

第三条 旧給与特例法適用職員として在職した後、給与法の適用を受ける職員となつた者の平

成二十五年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下この条において「在職期間等」という。）の算定については、同月一日以前六箇月以内の期間内において旧給与特例法適用職員として在職した期間を第七条の規定による改正後の規則九一四〇（次項及び次条において「改正後の規則九一四〇」といふ。）第五条第一項又は第二条第一項

第四条 附則と特例法適用職員として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者及び旧給与特例法適用職員として在職していた者であつて、施行日までの間ににおいて引き続き改正後の規則九一四〇第六条第一項第一号イから三までに掲げる者又は同項第二号イから二までに掲げる者となり、これらの者として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となつたものの給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間について、旧給与特例法適用職員として在職した期間を、改正後の規則九一四〇第六条の二第一項の在職期間とみなす。

（雑則）

第十一条 附則第一条から前条までに規定するもののか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 （平成二六年二月一三日人事院規則一六〇）

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則 （平成二六年五月二九日人事院規則一六二）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二六年一月一九日人事院規則九一四〇一四一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日人事院規則九一四〇一四二）

1	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第七条の規定による俸給を支給される職員に関する規則九一四〇第十五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給与法附則第八項第六号」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第八条第一項の規定により読み替えられた給与法附則第八項第六号」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする。	若しくは二若しくは同項第二号から二まで又は第五条の規定による改正後の規則九一四〇第一条第一項第一号へ若しくは同項第二号に掲げる者（以下この号及び次号第二号の旧第二号特定独立行政法人職員として在職して在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員とみなす。）において「特定第六条該当者」という。）とおり、特定第六条該当者として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となつたものは、その旧第二号特定独立行政法人職員として在職した期間では、規則九一四〇第五条第二項及び第十二条第二項の規定を準用する。
3	旧第二号特定独立行政法人職員として在職した期間間、（施行期日）附則（平成二七年三月一八日人事院規則一六三）抄	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
4	第一条この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。（人事院規則九一四〇の一部改正に伴う経過措置）	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
5	第四条次の各号に掲げる者の平成二十七年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下この条において「在職期間等」という。）の算定については、同月一日以前六箇月以内における当該各号に定める期間を規則九一四〇第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間等に算入する。	この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
6	第一条第五条の規定による改正前の規則九一四〇（次号において「改正前の規則九一四〇」という。）第六条第一項第一号ハに掲げる者として在職した後、給与法の適用を受ける職員となつた者は、同号ハに掲げる者として在職した期間間、（施行期日）附則（平成二七年三月一八日人事院規則一六六）抄	この規則は、公布の日から施行する。
7	二改正前の規則九一四〇第六条第一項第二号イに掲げる者（以下この号及び次号において「旧第二号特定独立行政法人職員」という。）として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者は、その旧第二号特定独立行政法人職員として在職した期間間、（施行期日）附則（平成二八年一月二六日人事院規則一四〇一四五）抄	この規則は、公布の日から施行する。
8	三旧第二号特定独立行政法人職員として在職していた者であつて、施行日までの間に引き続き規則九一四〇第六条第一項第一号イ、ロ	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
9	（施行期日）附則（平成二八年三月九日人事院規則一四〇一四五）抄	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
10	（施行期日）附則（平成二八年一月二十四日人事院規則一四〇一五四）抄	この規則は、平成二九年五月一九日人事院規則一七〇抄
11	（施行期日）附則（平成二九年二月一五日人事院規則一四〇一四八）抄	（施行期日）附則（平成二九年二月一五日人事院規則一四〇一四五）抄
12	（施行期日）附則（平成二九年四月一日人事院規則一四〇一四九）抄	（施行期日）附則（平成二九年四月一日人事院規則一四〇一五六）抄
13	（施行期日）附則（平成三〇年二月一日人事院規則一四〇一五〇）抄	（施行期日）附則（平成三〇年二月一日人事院規則一四〇一五六）抄
14	1この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。（施行期日）附則（平成三〇年一月三十日人事院規則一五〇一五）抄	1この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年二月一日から施行する。（施行期日）附則（令和三年二月一日人事院規則一五〇一五）抄
15	2第一条の規定による改正後の規則九一四〇の規定は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。（施行期日）附則（令和三年二月一日人事院規則一五〇一五）抄	2この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年一月一日から施行する。（施行期日）附則（令和四年一月一日人事院規則一五〇一五）抄
16	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄
17	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄
18	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄	（施行期日）附則（平成三一年一月一七日人事院規則一五〇一五）抄
19	（施行期日）附則（令和元年五月二三日人事院規則一四〇一五二）抄	（施行期日）附則（令和元年五月一三日人事院規則一四〇一五二）抄
20	（施行期日）附則（平成二八年二月一日人事院規則一四〇一四四）抄	（施行期日）附則（平成二八年二月一日人事院規則一四〇一四四）抄

		福祉職俸給表		職務の級三級の職員（人）に限りる。」		職務の級五級以上の職員（人）及び二級の職員（人）に限りる。」		百分の十五		百分の五	
		専門スタッフ	職員	職務の級四級の職員	職務の級三級及び二級の職員	職務の級二級以上の職員	職務の級一級の職員	すべての職員	五号俸以上の号俸及	五号俸以上の号俸及	五号俸以上の号俸及
		職員	職員	職員	職員	職員	職員	百分の二十	百分の二十	百分の十五	百分の五
受ける職員	二号俸及び一号俸を受ける職員	四号俸及び三号俸を百分の十五	五号俸以上の号俸及百分の二十	五号俸以上の号俸及百分の二十	五号俸以上の号俸及百分の十五	五号俸以上の号俸及百分の十五	五号俸以上の号俸及百分の十	五号俸以上の号俸及百分の二十	五号俸以上の号俸及百分の二十	五号俸以上の号俸及百分の十五	五号俸以上の号俸及百分の十五
支給日	別表第三（第十四条関係）	零	六箇月	六箇月	五箇月十五日以上六箇月未満	五箇月十五日以上五箇月十五日未満	五箇月十五日以上五箇月未満	五箇月十五日以上五箇月未満	四箇月十五日以上五箇月未満	四箇月十五日以上四箇月未満	三箇月十五日以上三箇月十五日未満
支給日	六月一日	十五日未満	十五日以上一箇月未満	一箇月以上一箇月未満	二箇月以上二箇月十五日未満	二箇月十五日以上三箇月未満	三箇月十五日以上四箇月未満	三箇月十五日以上五箇月未満	四箇月十五日以上四箇月未満	四箇月十五日以上三箇月未満	三箇月十五日以上二箇月未満
支給日	六月三十日	零	百分の五	百分の十	百分の二十	百分の三十	百分の四十	百分の五十	百分の六十	百分の七十	百分の八十